

以上は當時に於ける川路其人の感慨を描き出したものであらう。

丑十二月廿八日對話

忠告書に就き挨拶

一 書面被ニ差出ニ譯文出來一覽致候處、(參照 一〇五、一〇六)厚心入之段不淺存候。右に付追々申談候筋も可有之候。

使節

一 差出候書面御一覽被下、使節に於て大慶存候。右は日本御威勢彌盛に相成候を心願致し候て之儀、聊隔意無之所に候。

境見分取役人便

一 此程申聞候通、何と歎使節の顔を立遣度候間、江戸表え申上候て、地境取調の爲、來春は其筋の役人を遣し可申候間、右役人小人數にて罷越候共、貴國の人、穩順之取扱致し、失禮の儀無之様可致との書付差出候一條、早々決著致度候。

使節

一 昨日被ニ仰聞候御下役被ニ差遣候に付、魯西亞人實意に取扱、心得違無之様申遣し候書面、則持參致し候。右書付不封差出候は、被遣候御役人之御役名御名前等認入可申と明置候に付、御役名等承り候上、認加可申候。右譯文蘭文一通相添申候。

右和譯

蘭文之方、通詞森山榮之助讀候趣左之通り。
日本と魯西亞と境之儀に付、日本之御役人サカレン、アニワ港の邊巡見として被ニ相越一候間、此役人衆並附屬衆え對し、聊疎意なく取扱、其場所見分無ニ差支一様取計可申候。且春にも成候は、時宜に寄、使節もアニワ港え罷越候歟、外船々差遣候事も可有之候。

右書面に宜候哉。

左衛門尉

一 譯文致し、得と披見之上ならでは、委曲は難ニ相分一候得共、一通り大意

は存寄無之候。

一 談合も凡筋合相立、且月迫並年始にも相成候間、此上支配向之内重立候。中村爲彌、御目付方之者相添、船え遣し、書面を以て對談いたし、事を整度候。尤遣し候書面、返翰に觸候事は難ニ相成候得ども、使節の顔を立度、種々勘辨致候儀に付、聊爾には存間敷候。

一 御沙汰之趣承知致候。右書面いつ頃御渡に相成候哉。

左衛門尉

一先づ休

一 明日中村爲彌罷越候節、持參可爲致候。(以下略)
此の如くして嘉永六年と共に、筒井、川路對ブチャーチンの談判は、一先づ休會した。而して十二月晦日には、兩使隨行員の中村爲彌が、兩使よりの覺書を齎らし、露艦に赴き露使に之を手交した。

【一〇八】中村爲彌露艦に赴く

中村爲彌
乗艦模様

嘉永六年十二月晦日、中村爲彌(時萬、勘定組頭)は、談判の接續として、露艦に赴いた。其模様は左の如く川路聖謨が記してゐる。

晦日、晴、中村爲彌、魯戎之船へ對話として參る。魯戎へ再び二三年之手間取候儀、森山榮之助申出す。一同感心せり。榮之助實に才氣あるものなり。この者など、欺ことなからむには、其餘はゆるして可遣ものなり。踏込かた別段なり。魯戎より新春之賀として、新に牛を宰して其肉を筒井はじめ贈らん事を乞へり。これは魯戎にて、よほどの敬禮のよしなり。

中村爲彌の歸りを、今か今かと待居候に、五ツ時頃(午後八時頃)歸り來りて、魯戎と辨談之始末彼方より書付等出す。

特之外入組て日記などに記すべきにあらず。横文字并眞字の書翰差出候。一覽之處、根ふかさ體、御國の御爲、行末のこと、いろ／＼とおもひ候て、心配

爲彌榮之
要助決心申

仕候。今般は御用濟といたすは、容易なれど、千島の數々思ひ煩ひ候。乍
去最早手切れの積、内實決心なり。爲彌おもひ込て、今船を出し、魯西亞へ連
行とも御法の如く、泰山動かすべからずと申たり。(原註 御出あらば、有がたく、丁
寧を盡し、御馳走可申と申せり。…) 榮之助も、もし偽と思はば、我を殺せとまで申
たるよしなり。乍去カラフトは半島(原註 凡五十度に限る) エトロン 並同所よ
り南えかけ、少も構ひ申間敷由は、書付を以申立、以前之書面とは、大に
宜敷相成候。(按ずるに此れはアチャーチンが老中に與へたる書翰を斥したるものであらう。(參照
八二))

支配向一同、引取候跡にて、行末之治り方を、寒燈の下に、獨いろくくと
考居候處、家來用人罷出、今日は大晦日なり、御休あるべし。今日は
別段なり。御酒給へと申候間、さらばとて盃を把候處、少しも味な
し。三ツ四ツ給て、直に臥せり。さてくおもしろからぬ年の暮にと申なが
ら休み申候。

爲彌榮使
覺書受取

此の如く中村爲彌露艦往訪の要件は、筒井、川路等の從來談判に於ける意見
を一括し、覺書として、露使に交付し、且つ口上にて其の趣意を陳述するにあ
りて、二十九日には其の事に付き、川路の宿所に會議を開き、彼是れ申し合を
なした結果だ。而して彼は又た露使より其の書面を受取來つた。然も其の書面
は、翌嘉永七年(安政元年)正月二日中村爲彌をして返却せしめた。川路の日記
に曰く、

右書返還

正月二日。これは一昨日差越候書面、受取置候而は、如何に付戻し且諭な
り。(按ずるに二十九日露使の中村爲彌に托して、筒井、川路に與へたる書翰は、我の言前に頓著せ
ず、彼の申分のみを掲げたるものなれば、それを其儘受取たらんには、彼が其旨を承諾したと誤解せん
ことを慮かつての故であらう。) 夜四ツ時(午後十時)中村爲彌歸り來る。一昨日之書面、
返却いたし候を、魯人憤り候て、不ニ受取一由申に付、品々辨論之上、
此書面不ニ受取一内は、榮之助一同一寸も動き不申、出帆候は、勝手次第とて、
決心して居込たるに困候て返却之書面受取候よし。御目付方之者共迄、

寛永に老中宛書翰受取

其けしきには心配いたし候よしなり。夜五ツ頃迄(午後八時)待せ候而、其内
かけ畫などをみせ候後、御老中方へ之書翰、封書にて相渡、爲彌受取來し
今日のけしき、爲彌、榮之助申聞候を、具に承り候。
とある。然も筒井、川路に當てたる書翰にせよ、將た老中に當てたる封書にせ
よ、其の内容の殆んど同一である可きは、推測するに難くない。要するに此事
は左程力瘤を入る可き問題ではあるまじ。

右内容の
同一

【一〇九】筒井川路より露使への覺書

覺書本文

寛永六年十二月晦日、筒井、川路が、中村爲彌をして、露艦へ齎らし、露使へ送
りたる覺書の原文は左の通りだ。
魯西亞使節へ可ニ申論一横文字原書

境界即定
由困難の理

貴國執政より我國老中え之書翰に、北地の境界を定め、兩國之和親を結び、
交易を通せん事を申越る、といへども、此節治定の挨拶及がたき譯は、既に
返翰中に申述る所にして、たとへ此上老中え直に申立らるゝ事あるにより
て、老中不殘相あつまり評議いたさるゝといへども、聊其意を動かす事
なりがたく、然りとはいへども、追々使節より申立らるゝ趣も、實に餘儀な
く相聞、且は使節善意を以て申さるゝ事故、成丈面皮を立相返し度候に付、
境を取極る事はなりがたしといへども、即今先地所見分を之を遣し、取調
に及べし。和親交易之儀は、祖宗之嚴禁にして、百世確守すべき處なりとい
へども、古今時世變遷し、古例を取りて、今事を律する事能はざるによりて、
其當否之評論あれども、いまだ治定之議にいたらず、方今我君主位を繼、百
事之新政多端にして其餘之評議に及ぶべき暇なく、此様の大事は、是非京都
え奏聞に及び、諸大名諸役人え申達、群議之上取極る事、返翰中申述る
通り、手重之儀にて、且新君(新將軍)布政之はじめに、祖宗之法を遵守すべき

境界見分
吏員差遣
の事

和親交易
の事

事を示すを以て、永世の重典とする事なれば、此時に當りて、舊法を改むる事を以て、手始とはなしがたし。されどもこゝに申へき一事あり。得と熟考あるべし。

三五年延期の意味

抑往年貴國之使臣レサノツト此地に來り、申乞ふ處ありし時、我に於て素より意なれば、速かに辭して、それら之議論におよばざりき。今次申越る所も、意なくんば矢張其時の如く、辭すべき所なるを、論定る之時を待べしといふは、無量之意味ある事にして、貴意を絶にあらざれば、使節に於て國命を恥しむるにあらず。三五年之時月を費さんとの儀も、前文申述る通りに付、報聞之期限遅々せんことを兼てより懸念していふ所なれば、嗣君繼業の禮典も、當一ヶ年相立候上、聊其いとまを得る事あらば、使節の深切を思ふが爲に、急々取調かたに相かゝらすべければ、存外報聞之期近き事もあらん歟。

國民救ひの事

外國之漂流、我國地に至らん時、これを救助して厚く撫卹を加ふるは、我國

薪水食料の事

法にして、殘刻之處置あるべきにあらず。素より我國民等さし返さるゝも、悉く厚く手當いたし遣して、今に息災に世渡りせり。貴國之船海上於て漂流および、又は薪水食料乏絶にいたり、我國地に來りて、其求めあらん時、破損修理之事は、其次第にも寄る事ゆへ、あらかじめ、約しがたしといへども、事實疑なくんば、薪水食料は、江戸近海を除くの外は、其求に應じ、歸帆いたさすべし。其價を出されん事は、祖宗之法に障る所あれば、方

エトロフ、カラフトの事

エトロフ、カラフト二島之儀に付、一旦申さるゝ旨ありといへども、エトロフは、元來我國處屬之地たる既に分明也。よりにて彼是之議論におよばず。カラフトは、各其所有を糺して、國境を確定し、先達てアニワ港へおく所の守兵は、外寇の來り據らん事を慮るが爲にして、我地を侵し奪んとするにあらず。境界定まるの時にいたりては、速かに引拂ふべく、右邊境取調として我國のもの罷越、自然貴國之守兵に出會ことありとも、聊害意を挾ま

邊境取調員の事

ず。温順和平を以てこれを待べしとの儀、彼守兵へ示さるゝ之書付に、これを顯し、其余面語之際、使節之實意悉し畢ぬ。かく厚意に出て、惡意に出さる事相違なきに於ては、某等歸府之上、貴國は信義を守る大國にして、殊には使節別段なる人物に見請る故、いつわりを以て人を欺く事は決して有之間敷旨を、つぶさに老中へ申立、力を盡し、永く兩國をして安穩ならしめんことを取計はんとする者なり。

筒井川路等の苦心

以上を通讀すれば如何に我が筒井川路等が、老中返翰の範圍を超えざる限度に於て、交譲妥協に苦心したか、判知る。彼等は和親貿易さへも、絶對的拒絶の文句を用ひず、三五年の後には、何とか工夫つくかの如き暗示を與へてゐるではない乎。北邊境界の論に於ても、使節の面皮を立つる爲めに、調査役人を派遣す可しと云ふではない乎。其餘の事も、使節の註文通りまでには行かざるも、概して若干づゝの譲歩を示してゐるではない乎。然も露使が此にて満足す可らざるは、云ふ迄もなかつた。

【二一〇】露使より筒井川路に與へたる覺書

露使覺書

嘉永六年十二月晦日中村爲彌が、露艦より携へ還り、更らに翌年正月二日、中村爲彌を露艦に派し、之を返却せしめたる、露使の覺書なるものは、漢文、蘭文の二種あるが、今其の蘭文和譯を掲ぐれば左の如し。

丑十二月晦日差出候蘭文譯、寅正月二日差戻す。

日本政府重御役人筒井肥前守様、川路左衛門尉様

魯西亞政府志望之趣、委細申立候上は、使節日本重御役人え双方可ニ相守一條々取極候而己之儀に有之候。

此書而附屬之取極書は向後兩國和平有益を取結之趣意に有之候に付、左之條相立候。

相互境界不侵の事

第一 兩國境界之儀に付、異心無之、双方之所領相侵問敷候。

第二 魯西亞國と親睦取結、不和生ざるため、其交親何方にて相叶候哉。

兩國貿易の事

場所相定置、左候得ば、別紙取極書に有之候節之外、御沙汰無之港内渡來致問敷候。

第三 兩帝國貿易之儀に付、廉々荒増相定置、御報聞期限に至り、交易取極之上、相始可申、就ては魯西亞使節日本港において、御法度に背候交易并作法無之様取固之儀、勤務と相心得候。

第四 右之儀に付、別紙取極書中に申述置候儀有之、兩國之人民、交易之法度、其他之制令に相背候者共、取扱方相極置候。

別格取扱の事

第五 右取極之外、諸法則、日本に於て外國人に相拘候儀、都て魯西亞人に於ても同様に有之候。且日本重御役人に於て、此望適然たる義、極而御承知可有之、殊に右重御役人方之御沙汰に、我政府隣國之故を以、魯西亞國を他邦之人民より別格に取扱との義に有之候。就ては右同様御取扱に相成度候。

魯西亞政府右御沙汰相成候別格御取扱之義、厚く相心得可申、然る上

カラフトの事

は、日本重御役人別紙取極御調印御差延相成間敷。且右御役人日本より魯西亞國平和親睦御取結之義明白に相成候。境界取極并、魯西亞船之爲、二港開通之儀、御差延に相成候は、日本政府に於て、不容易事共數多可有之候。

エトロフ島の事

カラフト島境之義は、來春双方より役人差越、治定可相成一儀に有之、此儀年越御差延相成候は、甚六ヶ敷相成、後に至、魯西亞之住民、日本地に罷在候様相成候。使節尙又申立候は、取極書之諸ヶ條治定いたし候迄、エトロフ島全く日本所領と心得がたく、且使節右諸ヶ條儲なる御取極有之候迄、日本退帆いたしがたく、日本港内再渡來可仕候。右に付當節御取極相叶候得ば、六ヶ敷廉も無之、既に御老中方魯西亞國、カンセリール、ガラーフ、ネスセルローデ（人名、案するに露國宰相伯爵）之の御返翰中に、當時之振合にては、日本政府外民交易和親之儀に付、舊法に附著難ニ相成一旨に有之候。

使節希候は、右交易御執政御返翰中御沙汰より、速に御開起相成度候。使節尙又申立候は、交易御取極之義、他之外民、魯西亞國前に相成候はば、此隣大國御拒みに相成候義と相心得候。

エ・ポウテイヤテイネ（案するにブチャーナン）

右翻譯仕候。

船將次官（案するに海軍中佐）

ボヌシニト、

曆數千八百五十四年第一月 魯西亞十日和蘭廿二日

於ニ長崎

條約締結項目

以上を見れば、條約を締結せんとするの項目が、略ぼ知らるゝ。國境を定め、開港をなし、貿易章程、犯罪人の處分法等を取り極め、更らに露國に向て最惠國條款を得せしめ、而して更らに開港と國境協定とを、急速に埒明ければならぬ理由を切言し、樺太は勿論、エトロフ島も、未だ必らずしも日本のみの所領とは認めずと云ひ、而して萬一露國に先つて他國と貿易を開始するが如きあら

ば、是れ露國に對する惡意と見做す旨をも、臆言してゐる。即ち露使は談判の當初から、毫も讓歩する點は無いのだ。川路が日本對露國の前途に就て、除夜の酒をも、甘く飲む能はなかつたのも、また偶然ではあるまい。

昭和二年十二月七日午前六時半、大森山王草堂に於て。時に寒風窓を撲て、凍雲天を掩ふ。氣宛も嚴冬の如し。

蘇峰 陳人

近世日本國民史 彼理來航及其當時終

近世日本
國民史

彼理來航及其當時年表並人物概覽

其一年表

嘉永五年 壬子 西曆1853年

九月廿四日 (陽曆十一月五日)。米國國務卿海軍省に書を發し、日本遠征の目的を指示す。

【三】

十月二日 (陽曆十一月十三日)。米國大統領彼理提督に對する信任狀を發す。【四九】

十月十三日 (陽曆十一月廿四日)。彼理提督ノーフォーク鎮守府を發し日本に向ふ。【四】

十一月一日 (陽曆十二月十二日)。彼理提督マディラ島のフアンカール灣に著す。【四】▲

四日 (陽曆十二月十五日)。彼理提督マディラ島を發す。【六】▲三十日 (陽曆一八五三年一月十日)。彼理セントヘレナ

近世日本國民史年表

十二月一日

【六】

(陽曆一月十一日)。彼理提督セントヘレナ島を發す。▲十四日 (陽曆一月廿四日)。喜望峰に著す。▲二十五日 (陽曆二月三日)。喜望峰發。【以上六】

嘉永六年 癸丑 西曆1853年

二月廿九日 (陽曆四月七日)。彼理提督香港に入る。【六】

三月廿一日 (陽曆四月廿八日)。彼理提督澳門を發す。▲廿七日 (陽曆五月四日)。彼理提督上海に著す。【六】

四月十六日 (陽曆五月二十三日)。彼理提督上海を發す。▲十九日 (陽曆五月廿六日)。彼理提督軍艦三隻を率ゐて那覇港に入る。【以上六】▲廿日。米國艦隊員上陸琉球

五月二日

と會談す。▲廿一日。琉球總理官米艦に至り彼理と會見す。▲是日。厦門出帆の米船一隻那覇入港。▲廿三日。米船一隻本日また入港。▲是日。米仕官六名在留英人ベツテルハイムを伴ひ那覇泊學校所に来り琉吏と會見す。【以上七】▲廿八日。琉吏彼理提督の入宮を止めん爲米艦に至る。然れども其言肯ぜられず。▲三十日。彼理上陸して首里王宮に至る。琉球總理官、布政官等國王に代りて面會す。【以上八】米國參將上陸、入宮の禮を述ぶ。【八】▲三日(陽曆六月九日)。彼理提督小笠原島に向ふ。▲十七日(陽曆六月廿三日)。彼理提督那覇に歸る。【以上九】▲廿六日(陽曆七月二日)。彼理提督那覇を發し浦賀に向ふ。【一一】島津齊彬米艦の琉球來航を幕府に届出

六月一日

戸齊昭に贈りて米艦對策を問ふ。【三三】▲六日。未明香山浦賀著。是日米船一隻測量の爲江戸内海に押入る。香山直ちに其船に至り引取らしむ。【二〇】▲幕府對策決定、米國書受取に決す。【三四】▲幕閣今日頃將軍に米艦渡來を上申す。【三六】▲是日。彼理また日本に贈るの書を草す。【五〇】▲七日(陽曆七月十二日)。香山米艦再訪。米國書受渡につき打合せをなす。【一四、二一】▲是日。米艦香山等を馳走す。【一五】▲阿部正弘水戸齊昭を訪問すべき旨通知す。【三四】▲此夜正弘齊昭訪問。【三五】▲是日。高家宮原彈正日光門主の許に使用し、世上靜謐の新購料を遣る。【三八】▲八日。井戸石見守浦賀著。香山三たび米艦訪問、明日米國書受取の積申渡。【二一、二四】▲是日。水

【一〇】▲二日(陽曆七月七日)。この日晩景彼理の船伊豆岬沖四十哩の處に至る。【一一】▲彼理今日日本に贈るの書を署す。【五〇】▲三日(陽曆七月八日)。本日午後五時彼理艦隊浦賀に入る。【一一】▲此夜浦賀與力中島三郎助米國旗艦に至る。【一二】▲浦賀奉行戸田伊豆守米艦渡來を幕府老中に届出づ。▲浦賀奉行用人相模安房上總管備四家に異船に近かざる様注意書を發す。【以上一七】▲四日(陽曆七月九日)。朝香山榮左衛門米艦に至り將官アカナシ等と會見す。【一三、一九】▲是日香山出府、井戸石見守に會見す。【一〇、三四】▲五日。是日米艦渡來につき幕閣評定あり。評定の後香山井戸石見守に再會見、一僕を残し、直ちに發程浦賀に向ふ。【一〇】▲是日。阿部正弘書を水

戸齊昭、松平慶永に書を與へて糧食準備の必要を論ず。【三七】▲九日(陽曆七月十四日)。久里濱應接、米國書受取。▲此夜米艦金澤沖に乗入る。【以上二二、二四】▲十日。米船本牧沖に乗入る。香山追ひ至りて引戻させんとしたれども能はず。【二二】▲十一日。香山米艦に至り引戻方を命ず。米艦明日出帆すべきことを申し食料若干を請求す。即ち之を與ふ。▲十二日(陽曆七月十七日)。米艦退帆。【以上二三、二八】▲阿部正弘松平慶永に書を與へて米艦内海乗入の狀況を通知す。【三七】▲十三日。阿部正弘書を齊昭に贈りて對策を問ふ。齊昭答へて其内明答すべきを申す。【四三】▲十四日。川路聖謨、筒井政憲齊昭を訪ふ。【四三】▲十五日。所司代脇坂淡路守傳奏を経て米艦渡來

を奏上す。朝廷七社七寺に御祈禱仰出さる。【三九】▲十九日。將軍家慶病む。【六八】▲二十日。所司代脇坂淡路守武家傳奏を経て米穀退去を奏上す。又御祈禱沙汰止にならざる様武家傳奏に申入る。武家傳奏直ちに御祈禱沙汰止みにならざることを通告す。【三九】▲二十二日。將軍家慶薨す。【四五】▲本日若年寄本多越中守、川路、江川等に海岸巡視を命ず。【六九】▲廿三日。松平慶永阿部正弘に向つて水戸齊昭を推薦す。【四五】▲廿四日。幕府米船再來取扱方に就き、三奉行、海防掛、大小目付等に諮問す。【四六】▲晦日。阿部正弘水戸齊昭訪問。【四五】

七月一日

幕府家門及び諸侯に米國書翻譯書を示し、其意見を徴す。【四六】▲三日。今日以來水戸齊昭隔日登城に決す。【四

四、五二】▲五日。齊昭松平慶永に書を與へて出仕に決したる旨を通知す。【五二】▲九日。水戸齊昭海防愚存十條五事を閣老阿部正弘に示す。【五三、五四、五五、五六、五七、五八】▲十日。島津齊彬鹿兒島より水戸齊昭に書を與へて幕府秘密主義の不可を論ず。【五一】▲十二日。脇坂淡路守參内米國大統領の書翰譯文を進奏す。▲十三日。右米國書譯文を觀覽に供ふ。【四一】▲十五日。京都朝廷米國書を議傳兩役其他一同に示す。【四一】▲十七日。露使ブチャーン長崎渡來。【七〇、七一】▲是日。儉約厲行令を發す。【六九】▲十八日。【露曆八月二十二日】。ブチャーン長崎奉行に對し渡來主旨陳述。【七三】▲廿一日。品川灣に砲臺を築かしむ。【六九】▲廿二日。家慶の喪を發す。【六八】

八月一日

▲廿三日。家定今日より上様と稱す。【六八】▲是日。露使返答催促。【七三】▲この月。長崎奉行附大井三郎助等露船渡來に就き意見書提出。【七三】阿部正弘等水戸齊昭に書を贈り露使來航を告ぐ。【七九】▲三日。阿部正弘海防掛に露國書請取を指令す。【七九】▲四日。江川太郎左衛門高島秋帆身柄引渡願書を提出。【六三】▲五日。阿部正弘再び書を海防掛に與へ、露使返答の方法に就き訓諭す。【七九】▲六日。高島四郎太夫を江川太郎左衛門家來に引渡す。▲十日。訓練の際空砲打放差支なき旨令す。【以上六九】▲十三日。幕府今後外船取扱の方法決定次第上奏すべき旨所司代より申入る。【四二】▲十四日。三奉行に軍艦製造の事を議せしむ。▲十五日。鍋島齊正に大砲五十

九月一日

門を鑄造せしむ。▲十五日。大船製造解禁。【以上六九】▲十九日。ブチャーン上陸、露國書を提出す。【七四】▲廿一日。京都朝廷開國の可否に就て議傳兩役の評定を開く。【四二】▲廿五日。新長崎奉行水野筑後守著任。【七六】【露曆九月廿一日】。露使返事再催促。【七五】▲三日。大澤水野兩人露船取扱につき上申書提出。露船の入港を許可したる旨を申す。【七六】▲十六日。長崎奉行附大井三郎助露船に至り、返事遲延の理由を告ぐ。【七六】▲廿二日。大澤水野再び上申書提出。露使返答及び上陸要請の取扱につき意見書提出。【七六】

十月八日

幕府老中代理として筒井、川路、荒尾、古賀等を長崎に派遣するに決す。【七九、八〇】▲十七日。ブチャーン我が

官吏を招ぎ、直接江戸に向はんとするの旨を告ぐ。【七九】▲十九日。日本官史露船に至り近く幕使來着すべきを告ぐ。然れども露使省せず、發航準備を爲す▲二十二日。プチャーチン愈々出發を告ぐ。▲二十三日。プチャーチン出發支那吳淞に向ふ。【七七】▲晦日。筒井川路等江戸を發し長崎に向ふ。【八〇】▲是月。高島喜平對外意見書を呈出す。【六三、六四、六五、六六、六七】プチャーチン上海に入る。【七七】筒井、川路等馬關海峡を渡る。【八〇】▲五日。露船長崎再渡航。【八〇】▲九日。川路聖謨長崎著。▲九日。筒井、古賀長崎著。▲十日。荒尾土佐守長崎著。【以上八〇】▲十一日。露使種々申募り、頗りに江戸灣に至らんと聲言す。【八一】▲今日。筒井、川路及び露使會

十一月十二日
十二月三日

見に就き種々交渉あり。【八三】▲十二日。露使筒井、川路の露艦に到らんとを求む。筒井、川路きかず。今日露使上陸、來行所に於て會見に決定す。【八三】▲十四日。第一回會見。【八三、八四】▲十五日。露使我が使節を其艦に招待す【八五】▲筒井、川路等筒井の旅館に會合し、露艦招待に赴くの際萬一の場合に就き協議す。黒田長博其席に臨み萬一の場合其兵を貸すべきことを申出づ【八六】▲十六日。黒田長博再び川路等の旅館を訪ふ。川路等心に決するところあり、家來借入を斷る。【八六】▲十七日。筒井、川路等露艦訪問。【八七】▲老中よりの返翰を露使に與ふ。【八八】▲十九日。筒井川路等右返翰差渡の件を幕府に報告す。【八九】▲二十日。第一回談判開始【九〇、九

一、九二】▲二十二日第二回會見。【九四、九五、九六、九七】▲二十三日。十二月廿日附を以て露使蘭語通譯海軍中佐ボシエツト境堺協定、開港要求の書狀呈出。【九八】▲廿四日。第三回會見。【九九、一〇〇、一〇一】▲廿六日。第四回會見。【一〇二、一〇三、一〇四】▲本日露使忠告書提出。【一〇五、一〇六】▲廿八日。第五回會見。【一〇七】▲廿九日。川路等其旅館に會合し、中村爲彌を露艦に遣すことを議す。【一〇八】▲晦日。中村爲彌露艦に赴き、筒井川路の覺書を交附す。又露使より筒井川路あての覺書を受取り來る。【一〇八、一〇九】

路あて覺書を送還す。ついで老中宛覺書を受取來る。【一〇九】

嘉永七年 甲辰 西曆一八〇四年

正月二日 中村爲彌再び露艦に赴き露使の筒井川

其二 人物概覽

【ア行】

ア

淺野齊肅

安藝廣島四十二萬六千石の藩主。紀伊守幸長九世の孫。天保二年正月齊賢の後を嗣ぐ。安藝守に任じ、少將に叙す。安政五年四月子慶熾に譲る。【五九】

阿部伊勢守

天保改革黨、幕府分解放近時代、彼理來航以前の形勢篇掲出。【三、六、一七、一八、三〇、三一、三三、三四、七九】

阿部正弘

伊勢守に同じ。【三一、三二、三四、三七、四二、四三、四四、四五、四六、五一、五三、五四、五七、五九、

荒尾土佐守

六七、八〇、八三、八八】

名は成允、又石見守と稱す。【永五年五月日付となり、同七年五月長崎奉行となる。安政四年十一月勘定奉行次席に移り、六年九月小普請奉行となる。ついで十二月田安家家老に轉す。文久元年八月死。【七九、八〇、八四、八五、八六、八七、八九】

青山幸哉

美濃郡上郡八幡四萬八千石の主。大藏少輔幸成十一世の孫なり。父は忠裕。大藏大輔、又大膳亮と稱す。天保九年十月父の後を嗣ぎ、文久三年八月家を子幸宜に譲る。【五九】

安部虎之助

名は信實、武州岡部城主。天保十三年十二月信古の後を嗣ぐ。攝津守と稱す。文久三年七月家を養子信發に譲る。某年死。【六三】

イ、ウ

井伊掃部頭

井伊直弼に同じ。彼理來航以前の形勢篇掲出。【一七】

石川和介
井戸石見守

彼理來航以前の形勢篇掲出。【三三】
通稱鐵太郎、名は弘道、幕府麾下の士なり。久しく芹宮に在りて教授に力む。嘉永元年五月日付となり、海防掛りを勤む。同六年四月浦賀奉行に任じ、十二月大目付に移る。安政二年七月死。【一〇、一一、一二、一五、二六、三四】

井戸鐵太郎

ウ

鶴殿長銳

民部少輔また甚左衛門と稱す。幕府麾下の士。嘉永元年九月日付となり、海防掛に任ず。七年十月小普請奉行次席に移る。後將軍繼嗣の議ありし

近世日本國民史 人物概観

エ、エ

江川太郎左衛門

天保改革黨、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢篇掲出。【六三】

オ、ヲ

奥平昌服

豊前中津藩主。昌暢の二男。天保元年十二月生る。同十二年十月兄昌猷の後を嗣ぐ。明治元年五月家を養子昌遇に譲る。同三十四年二月死。年七十二。【六三】

尾張慶勝

幼字は秀之助、後義想と改む。支族高須侯松平義建の第二子。母は水戸治紀の女。文政七年三月生る。嘉永二年六月慶威の後を承け入つて宗家

を繼ぐ。七月元服して將軍の諱字を賜はり慶恕と改む。後また慶勝と改む。よく儉素を以て藩政を理し蓋革するところ頗る多し。又國事に奔走し努力すること多し。明治四年二月東京に移る。十三年九月老を告げ榮子義禮繼ぐ。十六年八月死。年五十九。私諡して文といふ。【五八】

大久保信弘

通稱市郎兵衛。嘉永五年目付となり、七年正月新番頭に移る。【四五】

大澤豊後守

名は乗哲、通稱は仁十郎、壹岐守と稱す。弘化四年八月目付となり嘉永五年五月長崎奉行となる。同七年五月小普請奉行に移る。安政四年二月作事奉行となる。同五年十一月勘定奉行公事方に任ず。六年九月一橋家老となり、文久三年七月留守居に移る。元治元年八月側衆となる。慶應

太田資始

二年十一月隠居す。【七六、八二、八四、八五】

太槻平次

磐溪に同じ。彼理來航以前の形勢寫掲出。【七八】

【力行】

カ

川上式部

薩摩島津氏の臣、名は久美、後家老となり、千八百八十七石を領す。【七一】

川路左衛門尉

聖謨に同じ。【四三、四四】

川路聖謨

文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢寫掲出。【四三、四四、五九、七九、八〇、八一、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇】
名は光徳、光政の子。天保三年七月生る。官宮内大輔に至る。明治六年八月死。【四二】

烏丸中納言

キ

木下利恭

備中足守二萬五千石の藩主。木下家定の後。利愛の子。弘化四年十一月父の後を嗣ぎ、備中守と稱す。明治維新の後子爵を授けらる。明治二十三年四月死。【五九】

ク

近世日本國民史 人物概観

九鬼式部少輔

名は陸都。大隅守と稱す。丹波綾部一萬九千五百石の主。文政五年正月陸奥の後を嗣ぐ。文久元年六月家を子大隅守陸備に譲る。【三七】

久世廣周

大和守に同じ。【八八】

日下部伊三治

名は翼、九阜また實稼と號す。鹿兒島藩士海江田某の子。常陸多賀郡に生る。父の後を承けて水戸太田學館に幹事たること數年。弘化の初め水戸齊昭の雪冤に盡力し姓名を變じて深谷佐吉又宮崎復太郎といふ。安政二年島津齊彬に知られ召されて校舎所訓導となる。五年八月勅諭降下の際水戸藩邸に使し遂に幕吏に捕へられ、江戸傳馬町の獄に繋がる。同年冬病を起し十二月十七日獄中に死す。年四十五。【八五】

久世大和守

名は廣周、通稱謙吉。實は大草能登守

黒田長溥

高好の二男。久世廣運の嗣となり、文政十三年十二月遺跡を嗣ぎ下總關宿城主となり、五萬八千石を領す。天保二年從五位下に叙し、隱岐守と稱し、後出雲守、また大和守と改む。十四年寺社奉行となり、嘉永元年西丸老中に轉じ、從四位下に叙し翌年侍從となる。四年十二月本丸老中となる。安政五年十月辭す。萬延元年閏三月薦められて再び老中となり勝手并外國掛りとなり、同年十二月一萬石加増せらる。文久二年六月關けられ職を免じ、八月加封一萬石を削り致仕謹慎せしめらる。子廣文嗣ぐ。元治元年六月廿五日死す。年四十六。【七九】
彼理來航以前の形勢篇掲出。六一、六二、六三、八〇、八六、八七、八八、八九】

黒田齊溥

長溥に同じ。【五九】

古賀謹一郎

名は増、字は如川、謹堂また茶溪と號す。側庵の子。文化十三年江戸に生る。天保七年幕府に仕へ大番となり、十二年書院番に遷る。弘化三年儒者見習と爲る。當時洋學を修め嘉永六年露西亞使節の長崎に来るや、川路筒井等と共に行きて之に面接す。安政元年また伊豆下田に赴き露使に會す。二年西洋學事を掌るを命ぜらる。三年春書調所成るに及び學政を董するまた元の如し。後昌平學事に轉じ、元治元年大阪町奉行となりたれども任に赴かず。慶應二年朝鮮に赴かしめらる。又行を果さず。明治維新以來駿河に移る。朝廷徵せ

久我建通

ども應ぜず。六年東京に來り淺草に居る。十七年十月死。年六十九。【七九、八〇、八五、八六、八七、八八、八九】
通明の次男。文化十二年二月京都に生る。文政五年從五位下侍從に叙任し、安政元年議奏となる。文久二年正月内大臣に任じ八月勤勤せられ蟄居落飾す。慶應三年十二月赦さる。明治三年十二月華族頭仰付けられ、五年六月加茂社及松尾社大宮司となる。十年六月宮内省御用掛となる。二十年十二月從一位に叙し、二十二年十二月勳一等に叙す。三十六年九月死。京都に歸葬す。【四一】
露國海軍中佐なり。千八百七年クロンスタットを發し、千八百十一年(我が文化八年)四月軍艦デアーナ號の

近世日本國民史 人物概観

ゴロウイン

ゴンチャロフ

體長となりカムチャツカ半島ベトロパウロースク港に至り、遂に命を受け我が北海の沿岸を測量し擧提及びクナシリ島に來り薪水食糧を求む。六月松前藩兵に捕へられ箱館に幽囚せらる。ついで松前に移さる。十年九月(千八百十三年)釋されて歸る。後千八百十六年其航海日記を公表せり。千七百七十六年生れ。千八百三十一年死。【九二】
露西亞の小説家。シンピルスクの豪家に生る。モスクヴァ大學にて言語學を修む、千八百三十五年フランス公使館の一員となり、ついでプーチンに從つて日本に來る。書籍體の紀行 *From St. Petersburg to Japan* を出し、千八百五十八年傑作オペローモフを出す。同年圖書檢閱官となり、次い

で機關紙ノ一ザンポストの主筆となる。千八百十二年生れ。千八百九十一年死。【八四】

【サ行】

サ

酒井雅樂頭

名は忠續。播州姫路藩主。文久三年六月溜間詰より老中上座となり、元治元年六月免職、二年二月大老となる。同十一月辭す。【三三】

酒井忠義

若狭小濱侯。後忠祿と改む。天保五年二月襲封。若狭守と稱す。奏者番、寺社奉行を経て、天保十四年三月所司代となり、七月溜間詰に移り、安政五年六月再び所司代となり、文久二年六月免ぜらる。人となり莊重明悟、才幹あり。京地にあるの間摩望あり。幕府功を賞して一萬石を加封

す。後形勢變じて加封を沒せられ、右京大夫と稱し蟄居す。明治元年再び家を嗣ぎ、六年十二月死。年六十一。【五九】

眞田幸貫

天保改革黨、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢黨揚出【三八】

三條實萬

彼理來航以前の形勢黨揚出。【四一、四二】

シ

島津重豪

島津齊彬

雄藩黨、文政天保時代黨揚出。【六〇】雄藩黨、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢黨揚出。【七、八、一〇、一一、五一、五二、五八、五九】

ス

菅原聰長

東坊城氏なり。五條高長の男、參議長經の二男茂長より出づ。代々文筆を以て朝廷に仕ふ。聰長實は五條爲

【タ行】

タ

鷹司政通

徳の二男。寛政十一年十二月生る。入りて尙長の後を嗣ぐ。官権大納言に至る。文久元年十一月死。【四一】

政通の男。母は源重喜の女。寛政元年七月生る。文化十二年二月内大臣に任じ、十三年二月右大臣に移り、文政三年六月左大臣となる。六年三月關白に補す。兵長者隨身兵仗を賜はり牛車を聽さる。天保十三年八月太政大臣に任ず。關白元の如し。安政三年八月關白を辭し三宮に准ず。六年四月落飾。【四一、四二】

高島喜平

高島秋帆に同じ。【六三、六四、六五、六六、六七】

高島秋帆

名は茂教、字は子厚、また舜臣、秋

近世日本國民史 人物概観

高田屋嘉兵衛

淡路都志村の人、明和六年生る。幼にして大志あり。ヤ、長じて一廻

船夫となり、諸弟を率ゐて兵庫に赴き、漕船業を營み巨船數隻を作り近海を巡航し、又北海の遺利のみに拾ふべきあるを察し、年々箱館に赴き、大に富を得たり。寛政十年自ら箱館に赴き幕吏三橋藤右衛門に邂逅し、其知遇を得、翌年三月酒田より松前までの産物輸送の官用を果し、遂に東蝦夷厚岸に至り、近藤重藏に會し、推されて御用船頭となり、擇捉への航路を開く。文化八年露船に捕へられしが、十年國後に還され、日露兩國間の懸案解決に努力し功あり。爲に幕府及び藩侯より賞賜せらる。晩年郷里に歸臥し、弟金兵衛をして家業を繼がしむ。文政十四年四月死。年五十九。【九六】

立花左近將監

名は鑑寛。柳河藩十一萬九千六百

伊達宗城

石の主なり。立花宗茂の後。文政十二年六月生る。弘化三年閏五月兄鑑備の後を嗣ぐ。戊辰の役出兵の功により賞典祿五千石を賜はる。明治四十二年二月死。【三三】

ツ

筒井肥前守

文政天保時代、天保改革篇、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢篇掲出。【三〇、四三、四四、五九、七九、八〇、八一、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇】

ト

戸川安鎮

戸川中務少輔に同じ。彼理來航以前の形勢篇掲出。【四五】

徳川家定

天保改革篇、幕府實力失墜時代篇掲出。【四五、五二、六八】

徳川家齊

松平定信時代以後各篇掲出。【四五】

徳川家康

家康時代以下各篇掲出。【五六】

徳川家慶

文政天保時代、天保改革篇、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢篇掲出。【三六、四五、五二、六三、七七、八一】

戸田伊豆守

彼理來航以前の形勢篇掲出。【一三、一七、一八、二〇、二一、二三、二五、二六、三一、三四、七八】

【ナ行】

ナ

内藤信親

越後村上藩主。五萬石を領す。紀伊守信教の三男。後信忠と改む。文政五年七月兄信方の死に因り家嫡となり、八年五月遺領を嗣ぎ、紀伊守と稱す。天保七年奏者番に任ず。後寺社奉行を兼ね。ついで大坂城代となり、嘉永三年京都所司代となり、從四位下侍從となる。内侍所修復に與り功あり。四年十二月西丸老中となる。六年九月本城老中に移る。文久二年五月溜間詰格となる。藩治また見るべきものあり。元治元年四月致仕して藤翁と號し、家を養子に譲る。明治元年の際藩中奥羽同盟に味方する者あり、爲に謹慎を命ぜられ次いで赦さる。明治七年五月十四日死。年六十三。大正四年十一月從三位を贈らる。【八八】

中島三郎助

字は永胤、木鷄と號す。下田奉行與力永豐の子。天保中父の職を襲ひ、後浦賀に移る。早くより西洋火技の優れたるを知り和蘭學を修め火技を研究し、建議して下田に砲臺を築くに至る。嘉永六年米使浦賀に来るや應接機宜に當る。其後和蘭より火輪船を幕府に輸するや、蘭人に就き其操法を習ひ、遂に軍艦教授に補せられ、尋で軍艦頭取となる。然れども多病を以て致仕し、家を子永保に譲る。やがて再起せられて小十人格に擢んで軍艦役に補せらる。明治維新の際榎本武揚等と軍艦を率ゐて脱走し、五稜郭に據りて官軍と戦ふ。明治二年五月十五日奮戦して死す。年四十九。子永保二十二、永固十九。共に死す。【一二、一三、一五、一六、一

中根雪江

七、一九、二二、二三、二四、二九】名は師質、通稱靱負。福井藩の世臣なり。壯年江戸に出て平田篤胤に學び勤王を以て念となす。嘉永六年米船渡來するや當路有志の諮詢に應じ、利害得失を詳述し、爲に大に畏敬せらる。明治元年正月徴士となりて出仕し、驛邊租稅等の事を管す。二年九月勅して祿四百石を賜ひ三年四月また藩侯より賞典祿百五十石を頒給せらる。十年十月死。年七十一。十八年三月從四位を贈らる。【三七】幕府實力失墜時代掲出。【八〇、八七】

鍋島齊正

ニコラス二世

露西亞帝。アレキサンドル一世の弟。千八百二十五年即位、土耳其の勢を挫かんとし、英佛兩國と同盟し、希臘を助けて土耳其海軍をナベリノ

ネ

ネツセルローデ

露西亞の人。千七百八十年生る。後外交官となり、千八百十六年より五十六年までの間皇帝アレキザンデル一世並にニコラス一世に仕へて外交の樞機を握る。千八百六十二年死。【七四、七五、八八、九八】

【八行】

ハ

羽倉外記

天保改革篇、彼理來航以前の形勢篇掲出。【一】

林 健

禮字の子。字は寧卿、杜軒また備齋

近世日本國民史 人物概観

林 煒

と號す。弘化三年父の後を嗣ぎて大學頭となる。嘉永六年死。年二十六。【四五】名は煒、式部少輔と稱す。字は弼中、復齋と號す。述齋の第六子。出で、支族字兵衛信隆の後を嗣ぐ。文政七年書物奉行となり、天保九年二丸留守居學問所取扱となる。嘉永六年九月宗家に復し大學頭に任じ、小姓組番頭次席に班す。嘉永七年米使來航するや全權となり之に應接す。安政四年上京して米使來航の狀を所司代によりて奏上す。六年九月死。年六十。【四五】

フ

フィルムモリア

北亞米利加合衆國第十三代の大統領なり。千八百五十年就職、同五十

藤田誠之進

三年船む。千八百年生れ、千八百七十四年死す。【四、四七、四八、四九】
藤田東湖に同じ。彼理來航以前の形勢篇掲出。【四四】

ブチャーチン

露西亞の人。千八百三年生る。海軍兵學校を出で千八百二十七年ナヴァリノ海戦に従ひ、千八百四十二年波斯に使用あり。露國の後造船協會の會長となる。千八百五十三年使節となり我國に來り英佛の防害を排し、千八百五十五年下田條約を結び功により伯爵を授けらる。其後また支那に使用し、千八百五十八年天津條約を結び、ついで我國との條約改定の任に當る。後またロンドン大使館附海軍武官となり、千八百六十一年文部大臣となる。幾もなく辭して衆議院議員に任ず。千八百八十三年

彼理提督

北米合衆國の人。千七百九十四年生る。千八百九年海軍少尉候補生となり、千八百十二年英米戦争に従ふ。後辭して商業に従事し、千八百十九年再び海軍に入る。千八百二十六年海軍中佐となる。千八百三十三年後ブルツクリン海軍工廠附となり、同國最初の蒸氣軍艦ブルツクリン號の建造艦裝を監督し功を收め蒸氣軍艦の父と稱せらるゝに至る。千八百四十一年艦隊司令官となる。千八百四十七年メキシコ戰役の時また功あり。千八百五十二年日本開發の目的を以て發航し、翌年浦賀に著し、翌

死。【一、二、七四、七六、七七、八三、八八、一〇〇】

ペルリ

嘉永七年正月再來、遂に三月三日浦賀に於て和親條約十二條を締結するに至る。千八百五十八年死。【三、四五、七八、九〇、一一、二二、二〇、二二、二四、二七、二八、四九、五〇】
彼理提督に同じ。【二、七、二二、四八、四九】

ホ

坊城俊克

鎌足の裔、權中納言俊實の男俊冬の後胤なり。俊克は俊明の子。安政文久の間傳奏となり公武の間に處して功あり。官權大納言に至る。慶應元年七月死。【四二】

本多忠徳

幼にして譯司堀政信に養はれ其姓を冒す。父祖の家學を承け蘭語に通達し、江戸に出で米艦渡來の際通譯の任に當り功あり。後蕃書調所の教授となる。文久の頃英語辭書を著述出版す。明治維新の後開拓使大主典に任ぜられ、五年十月辭して長崎に歸隊す。二十五年大阪に移り居り、二十六年十二月病に罹り、二十七年一月死。年七十一。【一四、一五、一六、一七、一九、二四、二六、二七】
忠勝の後、天保七年十一月忠知の後を嗣ぎ、陸奥泉二萬石を領す。天保十二年七月奏者番より西丸若年寄となり、十四年十二月若年寄勝手井海防掛りとなり、萬延元年六月死。【七九】

峰壽院
堀田正陸
堀達之助

彼理來航以前の形勢篇掲出。【五二】
天保改革篇掲出。【五九】
長崎の人。阿蘭陀通詞中山作三郎の五男。文政六年十一月二十二日生る。

【マ行】

マ

牧 志摩守

名は義朝、嘉永二年十月先手加役より小普請奉行となり、三年十一月長崎奉行となる。六年四月西丸留守居に移る。【一八】

牧野備前守

彼理來航以前の形勢篇掲出。【三四、三七】

牧野忠雅

備前守に同じ。【三七、七九、八八】

マツシウ・シ・ベリ

彼理提督に同じ。【三、四七】

マツラウ・セ・ベルリ

彼理提督に同じ。【四七、五〇】

松平阿波守

阿波徳島藩主蜂須賀齊裕なり。十二代將軍家齊の二十二男。母はお八重の方。幼字松菊、文政四年九月生る。十年六月蜂須賀齊昌の養子となり、

松平伊賀守

十二年十二月阿波守と稱し少將に任ず。天保十四年十月家を嗣ぐ。幕末の際公武の間に斡旋し功あり。明治元年家を子茂留に譲る。【三三】

松平和泉守

名は忠優また忠固。彼理來航以前の形勢篇掲出。【七九】

松平越前守

松平慶永に同じ。【三三】

松平河内守

名は近直、四郎と稱す。天保十二年十一月目付となる。十五年八月勘定奉行勝手方海防掛に移り、安政四年五月留守居次席となる。同年七月田安家家老に任ず。ついで同年十一月辭す。【八〇、八三】

松平謹子

マ管子といふ。越前福井侯松平治好の次女。天保九年二月二十三日阿部正弘に嫁す。時に年十七。貞婉にし

て文藝の才あり、和歌を善くす。然れども居常病むこと多く、嘉永五年八月十三日死。年三十一。寛恭院と諡す。【三七】

松平薩摩守

島津齊彬に同じ。【一〇】

松平讃岐守

名は頼胤、讃岐高松侯。十二萬石を領す。頼恕の子。文化七年十二月生る。天保中父の後を嗣ぐ。文久元年七月隠居し、家を子頼聰に譲る。【三三、三六】

松平誠丸

彼理來航以前の形勢篇掲出。【一七】

松平諡子

又章子といふ。實は糸魚川藩主松平直春の長女。松平慶永の養女となり、嘉永六年十一月阿部正弘に嫁す。明治六年十月五日死。清心院と諡す。【三七】

松平下總守

名は忠國。武藏忍藩主。十萬石を領す。天保十二年五月忠彦の後を嗣ぐ。弘

松平大膳大夫

化以後房總沿海の警備に當り功勞多し。なからす。【一七】

毛利慶親なり。幼名猷之進。字は子常。誠齊と號す。齊元の子。文政二年生る。天保八年封を襲ひ、六月首服して將軍諱字を賜ひ今の名に改め、從四位下侍從に敘任し、大膳大夫を兼ね。嘉永安政の際天下多事なるに及び藩臣を遣り宮闕を守護せしめしが、文久三年八月其の事を解かれ、有志公卿の藩中に來り寓する者多し。元治元年七月禁門の變を生じ、重讒を蒙りて屏居す。慶應三年の冬薩長二藩と討幕の密盟を結び、遂に維新の大業を成す。明治四年三月死す。年五十三。諡して忠正公といふ。野田神社に祀られ、大正四年十一月官幣社に列せらる。【三三】

松平忠國
松平忠優
松平直春

松平下總守に同じ。【五九】
松平伊賀守に同じ。【八八】
越後糸魚川侯。結城秀康の後。一萬石を領す。日守と稱す。文政九年九月直益の後を嗣ぐ。安政四年五月隱居し、家を子直廉に譲る。【三七】
將軍家齊の十六男。或はいふ。十四男。文化十一年七月廿九日生る。母は於八重の方。幼字銀之助。確堂と號す。十四年九月美作津山侯松平康孝に養はれ、其女從姫に配す。文政七年三月元服して齊民と名のり三河守從四位上侍從となる。九年十二月少將となり、十二年十二月に越後守と稱し、中將に任ず。天保二年十一月家を繼ぐ。安政二年五月子慶倫に譲る。維新の際徳川氏の後見として功あり。明治二十四年三月死す。【五九】

松平齊民

松平乘全
松平治好
松平肥後守
松平美濃守
松平慶永

和泉守に同じ。【八八】
越前福井藩主。越前守と稱す。八代將軍吉宗の孫。【三七】
名は睿敬、彼理來航以前の形勢篇掲出。【一七】
黒田長博に同じ。【八六】
春嶽と號す。字は公寧。從一位田安齊匡の子にして文政十一年九月江戸田安邸に生る。天保九年九月將軍家慶の命を以て松平齊善の嗣となり、十月封を襲ひ越前福井三十二萬石を領す。十二月元服して將軍の諱字を賜ひ今の名に改む。この日正四位下に叙し、左近衛權少將兼越前守に任ぜらる。當時國家多事にして上下奢侈の傾あり。仍つて儉素を以て衆を率ゐ、大に武事を振張し、又學校を興し更改すると、る多し。安政文久

以來國事に奔走し、慶應二年七月政事總裁職とせられ、明治元年二月京都守護職に補し、大藏大輔を兼ね。明治維新の際議定に任ぜられ、大藏卿を経て大學別當兼侍讀となる。又正二位に叙せらる。三年七月縣香間祇候に拜す。十四年七月勳二等となり、二十一年從一位に叙せられ、二十二年六月勳一等となる。二十三年六月死。【三七、三八、四五、五二、五八】

箕作阮甫

名は虔儒、字は庵西。紫川と號す。丈庵の子。寛政十一年九月生る。始め永田桐陰に従ひ、後京都に遊學し、専ら醫術を學ぶ。文政五年擢でられ父の後を嗣ぎ津山藩の侍醫となり、

近世日本國民史 人物概観

水野忠邦
水野筑後守
水戸齊昭

江戸に役す。是より宇田川棟齋に就き洋學を修む。天保十年幕府の司天臺譯員となる。嘉永六年布恬延渡來の際筒井川路兩使に従ひ長崎に到り應接す。ついで伊豆下田に至りまた應接事務に與る。幕府洋書調所を置くに及び擧げられて教授職となる。文久三年六月死。年六十五。著書外科必讀、泰西名醫彙論等數種あり。門人佐々木省吾を養うて子となす。省吾早く死す。一子麟祥を遺す。【一〇五】
文政天保時代篇以下各篇掲出。【一】
彼理來航以前の形勢篇掲出。【一八、七六、八二、八四、八五】
幕府分解放近時代以下各篇掲出。【三三、三七、三八、四三、四四、四五、五〇、五一、五二、五三、五四、五

五、五六、五七、五八、五九、六七、七九、八〇】

水戸齊修 彼理來航以前の形勢篇掲出。【五二】
ミルラルド・ヒルモオレ フィルモリアに同じ。【四七、四八、四九】

ム

ムラヴィエフ 露西亞の人。政府の命を奉じ、僧正イノケンチと共に黒龍江の探検に従事し、一八五一年黒龍江に一城を築きニコライ一世の名に因みてニコライウスタと名づけたり。時に露西亞はクリム戦争によりベルカン半島南出の策を抛たざるを得ざるに至り、益々黒龍江地方占領の要を感じ、ムラヴィエフは遂に清國に向ひ國境改定を要求し、一八五九年愛琿條約を結びて黒龍江地方一帯占領の實を

完了するを得たり。【七〇】

【ヤ行】

ヤ

横井小楠

名は存、字は子操、通稱は坂四郎、實名は時存、小楠又沼山と號す。文化六年八月熊本内坪井街に生る。天保十年三月藩主の命を以て江戸に遊學す。初め舊福井藩主松平慶永に聘せられて開國の大謨を定め、後公武一和の計を立て勤王討幕の論紛糾するの時に處し、卓然開國進取の大策を以て終始す、然るに人の誤る所となり、明治二年一月京都寺町に於て兇刃に斃る。享年四十有二。京都南禪寺の境内天授庵の墓地に葬る。昭和三年從二位を贈らる。【一一】

【ラ行】

脇坂淡路守

名は安宅。彼理來航以前の形勢篇掲出。【三九】

レ

レサノツト

露西亞の人。デルチャゾインの書記官長元老院書記官長等となる。後極東に派遣せられ海軍造船の事を處理す。文化元年九月長崎に來り翌年夏歸る。ついで北アメリカ西北岸に航し所在露民移植の利を圖り、またシトカ島ノヴオ、アルハンゲルスタに到り、我が北邊を侵さんとして果さず。一八〇六年十月オホツクより本國に歸らんとして途病を得、翌年五月クラスノヤルスタに死す。其長崎在留中に編したる日本語辭書は六千餘語あり。ペトログラードの學士院に藏せらる。【七八】

【ワ行】

ワ

索引

【ア行】

ア

亞細亞洲……………三六一
 足守……………二六五
 アニワ……………三三三
 アニワ港……………三三九、四三三、四九三
 アニワ灣……………三三三
 安房……………四七
 會津……………三一九
 アメリカ……………七〇、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八四、二八九、二九九、四三三、四三八、四五五
 亞米利加……………一九四
 亞墨利加……………二二三
 亞墨利加洲……………二二三

アメリカ洲……………三六一
 亞米利加浣泊所……………二二三
 アンゲリヤ……………二七四、二七五、二七六
 アンモル……………四三四、四四三

イ、キ

イギリス……………二八四、四三三
 英吉利……………一八〇
 伊斯把爾亞……………三〇三
 伊勢……………一八九
 伊豆……………一四三
 伊豆の岬……………四四
 糸魚川……………一六三
 稻佐崎……………三五五
 イルクツク……………三三一

ウ

吳淞沖……………三三八

上野……………一五七

馬場沖……………七

浦賀……………
 四三、四七、四八、四九、五八、七〇、七一、七三、
 七五、七七、七八、八〇、八四、八六、八八、九九、一〇一、
 一〇九、一一一、一一四、一一六、一二一、一二三、一二五、
 一二七、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、
 一三四、一三五、一四四、一四五、一五六、一六二、一六七、一七八、
 一九一、一九二、二〇〇、二〇六、二二四、二五〇、二五三、
 二四八、三四九、三五〇、三五五、三六一、三六五

浦賀表……………
 七七、八二、八五、八六、九四、九五、一三九
 一四一、一七一、一七三、一七六、一七八、一八一、
 一八八、二〇〇、二〇七、二〇八、二五五、二八四

浦賀の岬……………
 六五、八〇、八七、九三、一六六、一七〇、一七四

浦賀港……………一〇、三一、三四、三六

浦賀灣……………五七、一三六

ウルツブ……………四三三

ウルツブ島……………三六九、四五二

エゾ島……………三八二

越前……………二六四

江戸……………
 五二、五八、六八、七三、一〇〇、一五二、一六一、
 一六二、一六四、一四三、一四七、一九二、一三五、一六一、
 一六五、一六六、一七五、一八八、一九九、二〇七、二六九、
 二七〇、二八二、二八三、二八六、四六、四四七、四六四、四八一、
 八三、八四、八九、九〇、九七、一三三、一三五、一三七、一八四

江戸海……………三三六

江戸近海……………三七五、四九九、四四三

江戸城……………三三三

江戸灣……………
 四七、五七、五八、一三二、一四四、一六六
 一七二、一九三、二〇一、二二三、二六七、三六〇

エトロフ……………三七六、四三二、四三三、四三三、四三三、四三三

エトロフ島……………三七八、三八六、四三二、四三三、四三三、四三三

オ、ヲ

小笠原群島……………三七七

小笠原島……………三八

小川町……………八五

岡部……………二八六

忍……………二五三、二五九

乙鱈……………五

尾張……………二六四

小濱……………二六五

大江戸……………一五七

大阪……………三三六、四四五

大島……………一四四

大津沖……………一三〇

オホツク……………三三三

和蘭……………三三五

オレゴン……………二二二

ウロシヤ……………二七四、二七五、二七六、二八〇、二八三、二八四、二九四

【カ行】

カ……………

加賀……………二六四

掛川……………二六五

近世日本國民史索引……………二六五

鹿兒島……………三八

加州……………二〇、二二三

上總地……………九六

神奈川……………一六九

金澤……………九三、一三〇

金澤沖……………九五

金澤村……………九五

カムサスカ……………九五

カムシヤスカ……………四八一

堪察加……………三三九

カムシヤツカ……………三〇六

鴨居村沖……………三八二、四三三

樺太……………六五、八〇

樺太……………三三三、三三三、四四六

カラフト……………三八一、四三三、四三六、四三七、四四一、
 四四三、四四七、四五四、四九五、四九七

カラフト島……………三七六、三七九、三八六、四三七、四三八

カリホルニヤ……………四四三、四六四、四九五

角里伏爾尻亞……………八二

三

カンシャツカ 四三

キ

九州 二八二
北亞米利加 二六一
北亞墨利加 一七三
喜望峰 一一三
金山 二七〇、二七一

ク

郡上 二六五
桑名 二六四
熊本 二六一、二六四
九里濱 一九九
久里濱 八四、八八、九二、一〇〇、一〇二、一一三、一二九
久里濱町 八〇
久里濱村 九九
久里濱灣 一〇四

觀音崎 一三〇
觀會門 一三三
關東 一七六、一八〇
クリル諸島 三七八
クロンスタット港 三三二、三三三

コ

黒龍江 三二二、三四四
小柴沖 九三、九四、九七
御殿山 一四〇、三二九
高麗 一七
胸込 三〇四
胸籠 一八一

【サ行】

サ

桑港 二七、二七、二七、二七、二七、二七、二七、二七、二七、二七

佐賀 三三四、三三五
佐賀表 三七一
相模 四六、四七
相模岬 四六
相模灣 四六、四六
薩哈連 三七九、三八一
サガレン 四八一
佐倉 二六五
サンドウイス島 四八一、五八六
さんべてりぶりげ 三四四

シ

舟山列島 三五九
四國 二八二
支那海 一五
品川 三二一、三六〇、三六七、三六九
品川御臺場 三二九
品川海 三二九

品川灣 三二五
島原 三二五
下田 四八
城ヶ島 七九、三〇
城ヶ島沖合 七
首里 三二、三三
瓜哇 七八
上海 二七、三七、四五、三五八、三五九
新嘉坡 三三

ス

杉馬場 一九三
西班牙 三〇四

セ

錫崙 三三
仙臺 三六四
セント・ヘレナ島 三三

【夕行】

夕

大師河原 一三四
 太西洋 三三
 大平洋 一一五、一二三、三三
 高鈴沖 三三四
 高鈴島 三四九、三四四
 タマリ 三三、三三三

筑前 三七一
 千島 三六九
 父島 三八
 中國 二八二

ツ

チ

津 二六四
 佃島 二五三

テ

丁抹 三三

ト

東印度 一五
 東部西伯利亞 三三〇
 利根川 三三六
 泊蔵屋敷 三三
 泊蔵瀨 三三
 富田 三三三
 虎之門 三七四
 鳥ヶ崎沖 三三

【ナ行】

ナ

長崎 五二、五六、五九、六八、七一、八三、八五、九一、一〇九、一一六、
 一六二、一七九、一八二、三六、三七、三九、四一、四三、四四、
 三三〇、三三一、三六、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、
 三五、三六、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、
 三七〇、三七二、三八二、三九二、三九七、四〇五、四一五、
 四三九

長崎表 七七、三三、三九二、三〇五、三六四、三七三、三七六
 長崎港 六八、三七一
 長崎灣 三六〇
 中山道 三七〇
 中津 二六五
 夏島 九五
 夏島沖 一六三
 那覇 二四、三五、三七、三九、四四、一一〇
 那覇泊 二九
 那覇港 二五、二七
 那覇若狭町 二七
 南部 二六四

ニ

ニコライヴスク 三二
 二本松 二六四
 ニューポート 一七
 紐育 六三

ノ

野島沖 一三〇
 ノーフオーク 一六、四八

【ハ行】

ハ

房州洲之崎 一一二
 箱館 四五
 馬關海峡 三七〇
 八丈島 一四四
 巴奈馬地峽 六三
 羽田 二〇二

濱御庭……………二八四
布哇……………三八
布哇群島……………三三
萬里長城……………三七

ヒ

彦根……………一三三、二六五
肥前……………二六四

フ

フアンカール灣……………一六
福井……………三〇
富士山……………四七、二九
富津……………一三〇
佛國……………三三〇
フランス……………二七四、二七五、二七六、二六四、四四五

ヘ

北京……………三三四
ペトロバウロスク……………三二一、三三三
ペテルスブルグ……………三三〇

ホ

香港……………二二、三九
本牧……………九四、二五〇
本牧内手……………九四、九五

【マ行】

マ

澳門……………二七
マサチューセッツ植民地……………一七
松浦……………三三
松代……………一六八、二六四
松前……………四〇、四三
松前島……………四六

松輪崎……………八〇
マデイラ島……………一六、一九、三三

ミ

御浦郡……………一三四
水戸……………二〇五、二六四

ム

無人島……………二二
村松……………二六五

モ

モリシウス……………二二三

【ヤ行】

ヤ

揚子江……………三五八
八代洲河岸……………一五七、一五八

ヨ

歐羅巴……………二八三
歐羅巴洲……………三六一

【ラ行】

リ

琉球……………一九、二四、二七、三七、三六、三九、
四〇、四二、四三、四四、四五、四六、
四七、四八、四九、五〇、五一、五二、
五三、五四、五五、五六、五七、五八、
五九、六〇、六一、六二、六三、六四、
六五、六六、六七、六八、六九、七〇、
七一、七二、七三、七四、七五、七六、
七七、七八、七九、八〇、八一、八二、
八三、八四、八五、八六、八七、八八、
八九、九〇、九一、九二、九三、九四、
九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

ル

呂宋國……………三〇四、三〇五

レ

靈岸島……………一八〇

ロ

露西亞……………三三〇

魯西亞 四一九

ロシヤ 二八〇、二八九、二九九

ロンドン國 二八四

ロードアイランド 一七

〔ワ行〕

ワ

華盛頓 三、六

昭和四年八月廿五日印刷
昭和四年九月一日發行

近世日本彼理來航及其當時並製奧附
國民史

定價金貳圓五拾錢

著者 徳富猪一郎

發行者 株式會社民友社代表 矢野國太郎
東京市京橋區日吉町二〇

印刷者 渡邊安雄

印刷所 民友社印刷所
東京市京橋區日吉町一〇

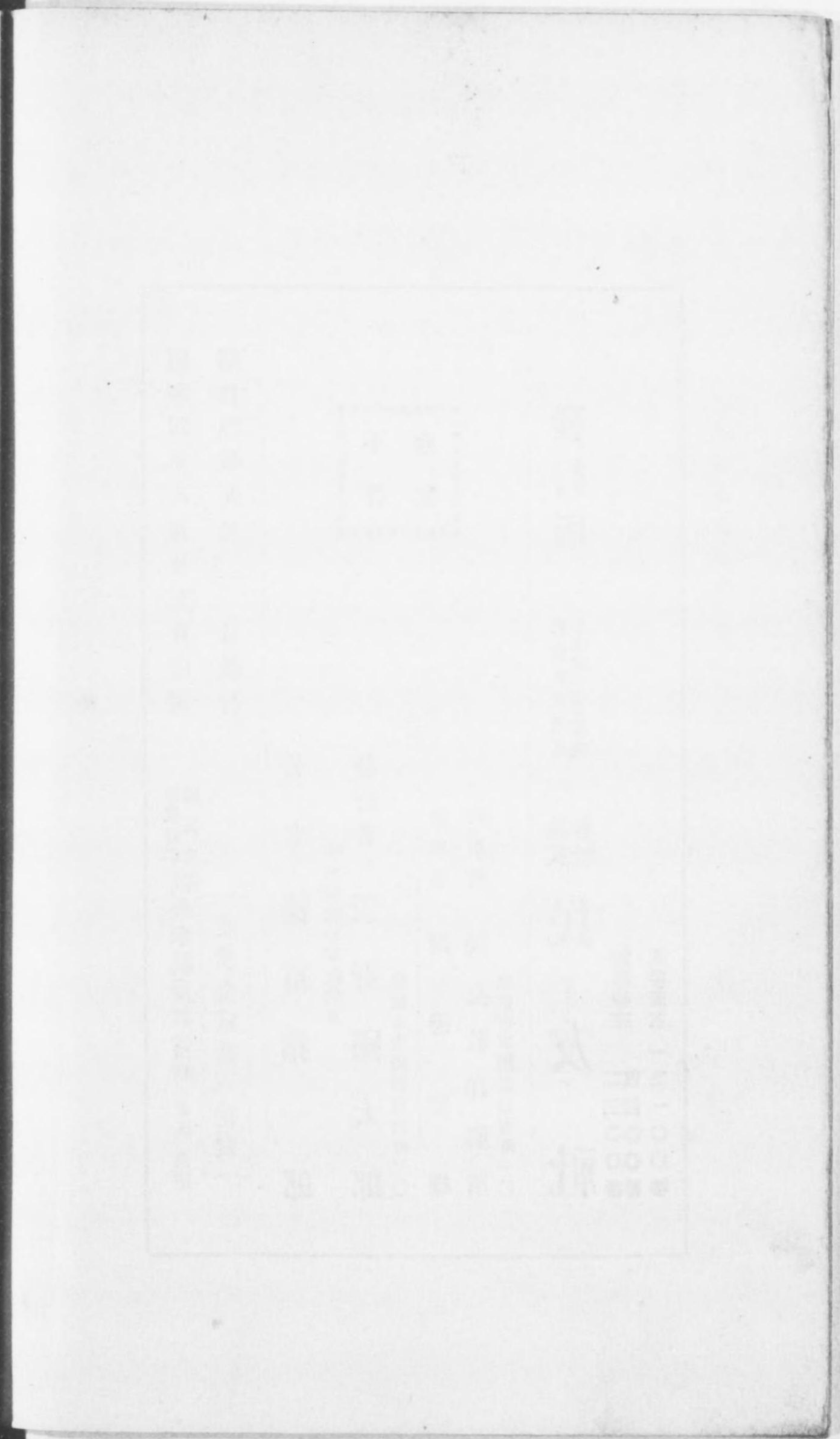
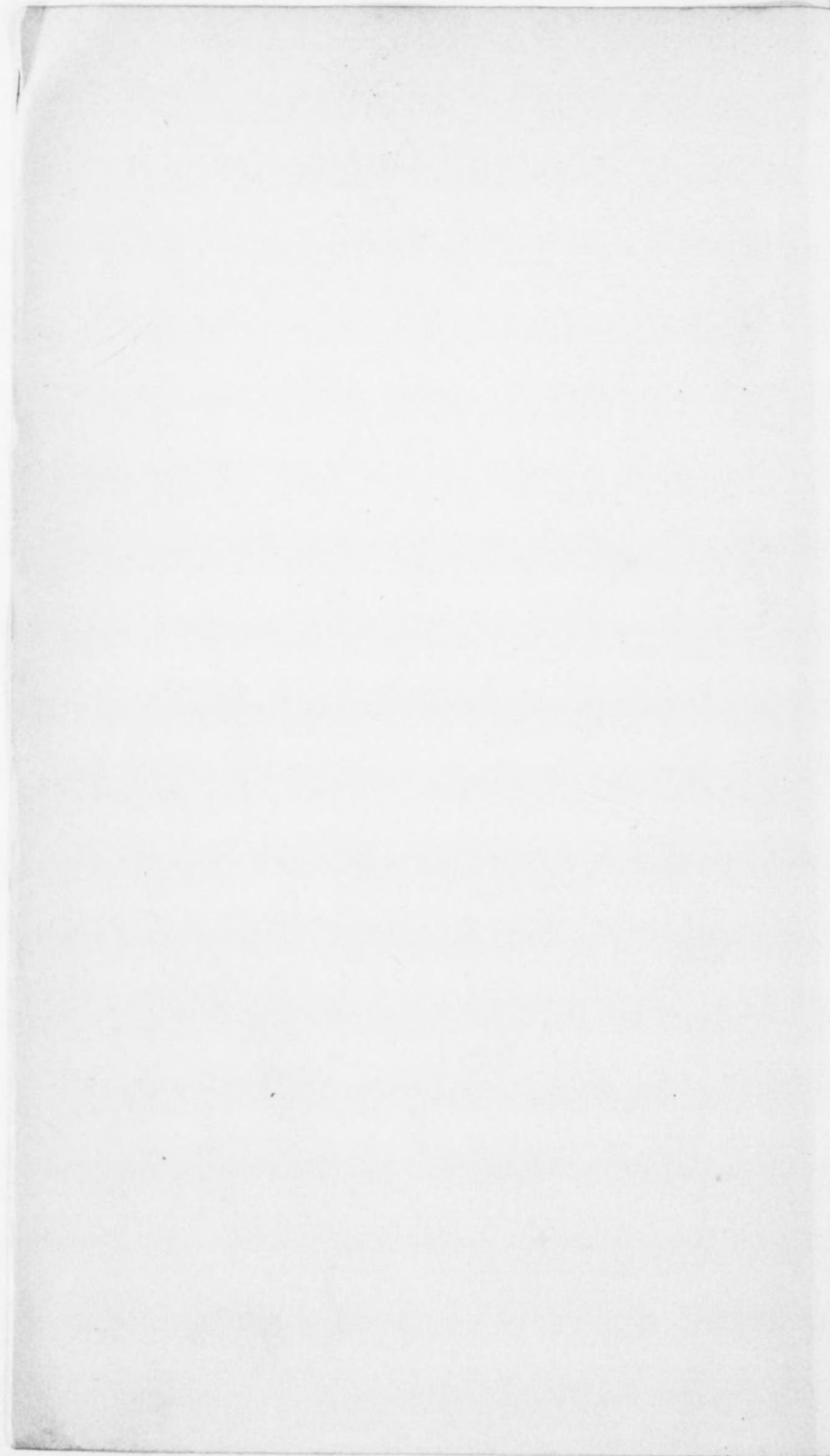
不許複製

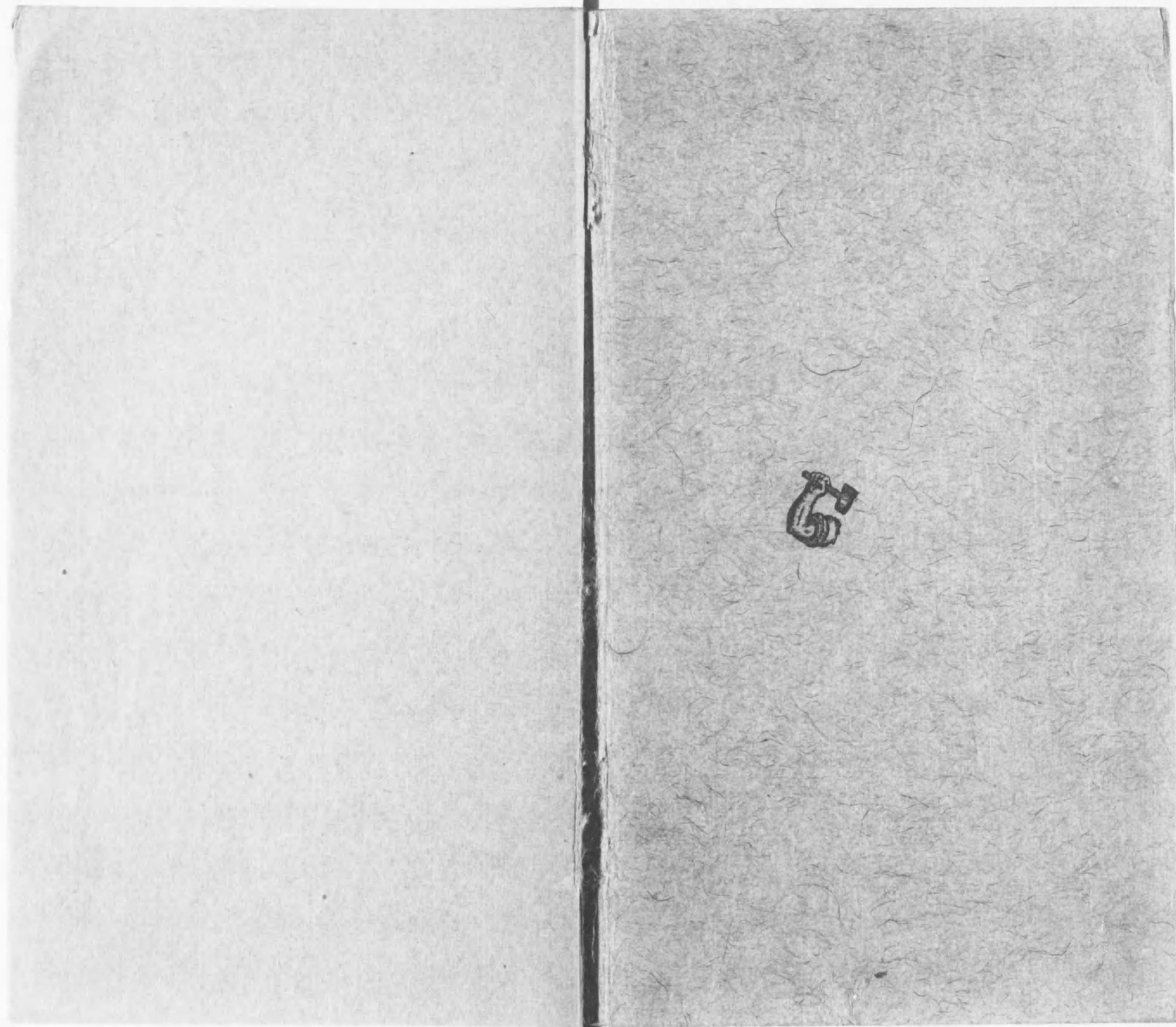
發行所

東京市京橋區
日吉町二十番地

株式會社 民友社

電話銀座 四二三四
振替東京 一三〇〇〇番





384
43

終

